

2024 年度第 1 回東北大学基金グローバル萩海外留学奨励賞受賞候補者及び日本学生支援機構海外留学支援制度（協定派遣）奨学金受給候補者推薦要項

I. 対象となる奨学金

東北大学基金グローバル萩海外留学奨励賞（以下「グローバル萩奨学金」という。）

日本学生支援機構（以下「JASSO」という。）海外留学支援制度（協定派遣）に基づく奨学金（以下「JASSO 奨学金」という。）

II. 対象者

本学の大学間又は部局間学術交流協定校との学生交流に関する覚書に基づき留学※する者で、以下の条件を満たす者とする。（※オンライン留学は支援の対象外）

1. グローバル萩奨学金〔定員：若干名〕

グローバル萩奨学金受賞候補者は、以下に掲げる要件を全て満たす者とする。

- ① 本学に所属する学部学生及び大学院学生（外国人留学生を除く）
- ② 大学間又は部局間学術交流協定校との学生交流に関する覚書に基づき派遣する者で、派遣期間（現地での授業履修、研究等）の開始日が、2024 年 7 月 1 日から 2024 年 12 月 31 日までの者。派遣期間は 3 ヶ月以上 1 年以内。ただし、共同教育プログラム（ダブルディグリープログラム）による派遣の場合は、1 年以上派遣する者も対象とする。また、特別な事情により派遣期間が 1 年を超える者も対象とする場合がある。

※東北大学自然科学系短期共同研究留学生派遣プログラム（COLABS）セメスター型参加者のうち大学間又は部局間学術交流協定校との学生交流に関する覚書等に基づき派遣する者については、推薦を可とする。なお、国際共同学位取得支援制度（国際共同教育プログラム）の採用者又は同制度とグローバル萩奨学金を併願予定の者については、推薦を不可とする。

- ③ 学業成績が優秀な者（GPA2.8/4.0 以上を目安とし、原則、成績優秀者を優先して採用する。）学部生は 2023 年度、大学院生は 2022 年度並びに 2023 年度の成績から GPA を算出してください。

※GPA を算出する際は、成績評価が「D」の科目も含めて算出してください。

当該科目は成績証明書には記載されないため、学生自身が成績評価係数を算出する際は、必ず学務情報システムの「成績照会」メニューにより算出してください。なお、成績評価が「E」、「認」、「合」、「／」、「棄」、「不」の科目は含めずに算出してください。上記以外の成績評価の科目がある場合は、情報科学研究科教務係までご相談ください。

※留学先大学等で他の年度に取得した単位でも東北大学で認定された年度の単位として計算に含めて GPA を算出してください。

※2023 年度に休学した等の理由により、2023 年度の成績が無い場合は、原則、その前年度の成績から GPA を算出してください。2022 年度の成績も無い場合は、情報科学研究科教務係までご相談ください。

※成績算出の対象となる年度に本学に在籍しておらず、他大学に在籍していた場合は、該当する年度に在籍していた大学で認定された年度の成績により GPA を算出してください。

## 2. JASSO 奨学金〔定員：若干名〕

本学の大学間又は部局間学術交流協定校との学生交流に関する覚書に基づき留学する者であり、派遣期間の開始日が 2024 年 7 月 1 日※から 2024 年 12 月 31 日までの本学の正規学生で、以下に掲げる要件を全て満たす者とする。ただし、COLABS 申請者（申請予定の者を含む）については、COLABS 申請時に別途 COLABS 参加者用の奨学金手続きを行うため、本募集の対象外とする。

- ① 日本国籍を有する者又は日本への永住が許可されている者（特別永住者を含む）  
※定住者は含めない。※多重国籍者においても、上記条件を満たす者は含める。
- ② 大学間又は部局間学術交流協定校との学生交流に関する覚書に基づき、協定校の学年暦に沿い1 学期以上 1 年以内留学する者
- ③ 派遣先大学及び本学が派遣先国・地域の状況等を考慮し、派遣可と判断する者。具体的には、次に該当する者。
  1. 大学間学術交流協定に基づく派遣交換留学の場合：短期派遣留学実施委員会により協定校への交換留学候補者として選抜され、且つ、所属部局の長により派遣可と判断された者
  2. 部局間学術交流協定に基づく派遣交換留学の場合：所属部局により協定校への交換留学候補者として選抜され、且つ、所属部局の長により派遣可と判断された者
- ④ 学業成績が優秀で人物等に優れており、かつ、JASSO が定める方法で求められる 2023 年度の成績評価係数が 2.30 点以上（3.0 点満点）である者

※成績評価係数を算出する際は、成績評価が「D」の科目も含めて算出してください。

当該科目は成績証明書には記載されないため、学生自身が成績評価係数を算出する際は、必ず学務情報システムの「成績照会」メニューにより算出してください。なお、成績評価が「E」、「認」、「合」、「／」、「棄」、「不」の科目は含めずに算出してください。上記以外の成績評価の科目がある場合は、情報科学研究科教務係までご相談ください。

※2023 年度に休学した等の理由により、2023 年度の成績が無い場合は、原則、2022 年度の成績から成績評価係数を算出してください。

※留学先大学等で他の年度に取得した単位でも東北大学で認定された年度の単位として計算に含めて GPA を算出してください。

※成績算出の対象となる年度に本学に在籍しておらず、他大学に在籍していた場合は、該当する年度に在籍していた大学で認定された年度の成績により GPA を算出してください。

※学部一年生等、前年度の成績がない場合、あるいは上記「成績評価係数」への換算ができない場合であっても、学生の所属部局において、学業成績を判断し、成績評価係数 2.30 相当以上と認め、JASSO 奨学金候補者として適当であるとする場合は、推薦することが可能です。その際は、学生の所属部局において客観的な学業成績の判断基準を用い、派遣学生の学業成績を判断の上、相当すると評価される成績評価係数を算出してください。人物像や熱意といった学業成績と異なるものにより、学業成績を判断することはできません。また、プログラムの参加資格があることをもって本制度の学業成績の要件に該当すると判断することや、特定の科目（語学等）の成績のみを用いて学業成績を判断することはできません。なお、判断に使用した派遣学生の学業成績及び相当すると評価される成績評価係数について、「成績評価係数確認書」（様式 M）に記録してください。

〔学業成績の判断基準の例〕

入学試験の成績が○人中上位○位迄について、成績評価係数 2.30 相当以上とみなす（入試の「合否」を基準とすることは認められない）

- ⑤ 経済的理由により自費のみで留学が困難な者  
JASSO が実施する 2024 年度第二種奨学金在学採用の家計基準に合致する者から優先的に支援の対象となります。派遣学生の家計基準を確認のうえ、推薦してください。家計基準は以下ホームページを参照してください。  
[https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo\\_2shu/kakei/zaigaku/daigaku.html](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_2shu/kakei/zaigaku/daigaku.html)
- ⑥ 派遣先大学等の所在国・地域への留学に必要な査証を確実に取得し得る者
- ⑦ 留学終了後、本学に戻り学業を継続し、本学の学位を取得する者又は卒業（修了）する者  
※退学・除籍の予定がある者は、要件を満たしません。  
※留学途中に正規の課程を卒業・修了する者は、要件を満たしません。例えばプログラム途中で、学部課程を卒業し引き続き大学院に入学する者も支給対象者の要件を満たしません。
- ⑧ 本制度以外の、留学参加のための奨学金等（渡航に係る費用及び返済が必要な貸与型奨学金や学資ローンは含まれない）を受ける場合、当該奨学金等の支給月額（複数の団体等から受ける場合は合計金額の月額換算額）が、本制度による奨学金月額を超えない者  
※ JASSOが実施する国内の「第一種・第二種奨学金」（貸与型）との併給は可能です。  
※ JASSOが実施する国内の奨学金（給付型）との併給は認められません。なお、留学期間中の給付を停止する場合は、本学の国内の奨学金（給付型）担当者を通じて、給付奨学金の支給を停止する手続きをしてください。また、海外留学支援制度の受給による停止の際は、留学前に復活の手続きについても、国内の奨学金（給付型）担当者を通じて確認してください。  
※「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN 新・日本代表プログラム～」との併給は認められません。  
※ 本制度以外の派遣プログラム参加のための奨学金等（以下「他の奨学金等」という。）とは、派遣学生に直接支給されるものを指します。クラウドファンディング等、プログラム参加のために募った資金は他の奨学金等に該当します。宿泊費や授業料等として在籍大学等から宿泊先や派遣先大学等に支払われる場合は、他の奨学金等に該当しません。  
※ 他の奨学金等が月額支給でない場合は、月額に換算した額により確認してください。  
※ 他の奨学金等に航空券代等の渡航に係る費用が含まれている場合は、その額を切り離したうえで、月額換算し、本制度による奨学金月額を超えなければ併給可能です。  
※ プログラムの目的・目標達成及び派遣学生の学修（研究）に支障がないと在籍大学等が判断した場合は、報酬を伴う研修やインターンシップ、アルバイト等についての収入は、金額に関わらず本制度の奨学金と併給が可能です。  
※ 他の奨学金等を受ける際、奨学金等支給団体側が、本制度の奨学金との併給を認めない場合があるので、注意してください。  
※ 本学や他の団体等から、留学に関係なく支給される奨学金は、金額によらず併給可能です。

### III. 奨学金額

#### 1. グローバル萩奨学金

##### ① 月額奨学金

留学期間中月額 6～10 万円（留学地域による。地域区分は JASSO 奨学金と同様）を支給します。ただし、日本に帰国している期間等は支給されません。支給回数の数え方は JASSO 奨学金と同じとなります。奨学金月額の支給回数については、下記 2—①を参照してください。

## ② 準備金

渡航のために必要な一時金として支給します。

留学先地域	金額（上限）
欧州地域、オセアニア地域	30万円
北米地域	20万円
アジア地域	15万円
中近東地域	15万円
その他の地域	その都度定める額

※他団体からの留学のための準備金及び奨学金月額との併願・併給の取扱いについては、p.7を参照してください。

## 2. JASSO 奨学金

### ① 月額奨学金

支給する奨学金月額は派遣先の地域区分により以下のとおりとなります。

地域区分	奨学金月額
指定都市	10万円
甲地方	8万円
乙地方	7万円
丙地方	6万円

地域区分は、下記11のファイル（フォルダ）「2024\_JASSO様式\_更新日」に含まれる「国・地域コード表【国・地域コード】」を参照してください。なお、定められた月額を変更して、支給対象者に支給することはできません。

※ 地域区分は、派遣先大学等の所在地（都市）により決まります。キャンパスが複数存在する場合には、実際に派遣学生が派遣されるキャンパスの所在地（都市）が該当地域となります。

※ 派遣先大学等との連携により別機関に派遣される場合でも、地域区分は協定等を結んでいる派遣先大学等の所在地（都市）となります。

※ 本制度における指定都市は、派遣先大学等の住所表記に指定都市が含まれる場合に限りです。

なお、アメリカ合衆国「指定都市」のニューヨーク・ワシントンD.C.について、ニューヨーク州・ワシントン州とは異なるため、注意してください。

※ 同一プログラム内で、同一の派遣学生を異なる奨学金月額の地域に派遣する場合は、派遣の全期間にわたり、最初に派遣される地域の奨学金月額が一律に適用されます。

### ② 渡航支援金

渡航等に必要となる費用を支援することを目的とし、渡航支援金を支給します。

※一定の派遣期間又は家計基準を満たした場合に支給されます。本資料9ページ目以降をご確認のうえ、必要書類をご提出ください。※月額奨学金の受給候補者のみが渡航支援金の受給候補者となります。渡航支援金のみへの申請はできません。

#### IV. 推薦手順

##### 1. 提出書類等

※COLABS セメスター型に参加する学生がグローバル萩奨学金に応募する場合は、本募集においては申立書及び様式 M の提出は不要とし、COLABS セメスター型参加にかかる手続きにおいて提出してください。

##### ① グローバル萩奨学金・JASSO 奨学金応募者共通

	提出データ	形式	命名規則	備考
1.	奨学金候補者データ	Excel	学籍番号_氏名.xlsx	各シートを参照して作成すること。
2.	海外留学支援制度（協定派遣）による奨学金受給に係る申立書	PDF	学籍番号_氏名.pdf	留学開始日・終了日を入力するにあたり参照した留学先大学から送付された案内メールや資料、留学先大学のウェブサイトのアカデミックカレンダーの該当ページのスクリーンショット等、日付が確認できるもの。 <b>（「奨学金候補者データ」に入力した留学開始日・終了日（例：授業開始日・期末試験終了日）を示す箇所にマーカーしてください。）</b>
3.	「奨学金候補者データ」に入力された留学開始日・終了日の根拠書類			

※JASSO 奨学金による渡航支援金に申請する場合は、上記 III-2-②を参照のうえ、申請に必要な書類を遺漏なく提出してください。

##### ② グローバル萩奨学金の応募者

	提出データ	提出形式	命名規則	備考
1.	東北大学基金グローバル萩海外留学奨励賞申請書	PDF	学籍番号_氏名.pdf	大学院生の場合は 2022 年度以降の成績が記載されているもの。また、本学以外の大学等の成績証明書を提出する場合は、当該校の成績評価基準（例えば、80 点以上を A とする等）を示す書類も併せて提出すること。
2.	成績証明書			
3.	語学能力証明書（写し）			
4.	留学先大学からの受入許可書（写し）			
5.	留学計画書			
6.	東北大学基金グローバル萩海外留学奨励賞推薦書			

7.	本留学に対し他の奨学金を受給する場合は、金額がわかる書類			
----	------------------------------	--	--	--

## 2. 提出方法

電子ファイルを以下に提出してください。

情報科学研究科教務係：メールアドレス is-kyom@grp.tohoku.ac.jp

※押印や署名の必要な書類についても、スキャンし電子ファイルで提出してください。

※紙媒体での提出は受けませんが、「海外留学支援制度（協定派遣）による奨学金受給に係る申立書」については、最終的に原本を提出する必要があるため、学生が各自保管するようにしてください。

## 3. 提出期限

2024年5月1日（水）

## 4. 奨学金候補者データ作成上の注意

- ① 成績評価係数は成績評価係数計算表（3.00 満点用・4.00 満点用）を利用し計算すること。
- ② ドロップダウンリストがあるセルについては、リストから回答を選択すること。
- ③ 留学予定期間については、留学先大学における授業履修、研究、試験等の期間に基づいて入力すること。  
支援期間は、原則、授業開始1日目～期末試験最終日となり、オリエンテーションやプレイメントテスト等の期間は含みません。
- ④ 「派遣先学校（高等教育機関）英語名称」欄については、以下の入力規則に従うこと。
  1. 全てアルファベットの大文字で入力
  2. 「UNIVERSITY」は「U」と入力すること（例）クイーンズ大学の場合、QUEEN'S UNIVERSITY ではなく QUEEN'S U と入力
  3. 略称、通称名は使わず、正式名称で入力すること（例）デンマーク工科大学の場合、DTU ではなく TECHNICAL U OF DENMARK と入力

## V. 留意事項

5. グローバル萩奨学金に推薦する候補者が、受賞決定後に留学を取りやめる・受賞を辞退する等の変更が生じないよう修学環境の把握に努めるとともに、派遣先機関との調整にご留意ください。
6. グローバル萩奨学金の受賞者であっても、毎月の奨学金は JASSO 奨学金から支給される場合があります。
7. グローバル萩を受賞した場合、東北大学基金から準備金・月額奨学金を受給しているか否かに関わらず、帰国後に留学報告書を提出いただきます。他団体から奨学金を受給し、当該団体に報告書を提出する場合でも、グローバル萩の留学報告書をご提出いただくこととなります。ただし、受賞を辞退する場合は留学報告書を提出いただく必要はありません。
8. 学生の成績評価係数について、各部局ご担当者様において必ず一度はご検算ください。  
他大学が発行する成績証明書を提出する場合で、成績証明書に各単位の取得年度が記載されていない場合、2023 年度に取得した単位を示す文書等を添付してください（大学院学生については 2022 年度分も同様）。また、当該大学等における成績評価方法（例 AA:90 点～100 点、A:80 点～89 点、B:70 点～79 点、C:60 点～69 点）が成績証明書中に記載されていない場合は、これがわかる文書等を添付してください。
9. 同一学生の他の JASSO 奨学金プログラム（例：部局が独自に申請し採択された JASSO 奨学金プログラムや重点政策枠により配分された奨学金枠等）への登録と本 JASSO 奨学金への申請が重複することの

ないよう留意してください。

6. COLABS 派遣プログラム参加者については、COLABS の学内選考を以って JASSO 奨学金の支給可否を判断しているため、JASSO 奨学金に関しては、本募集に改めて応募する必要はありません。ただし、COLABS セメスター型の参加学生で、大学間又は部局間学術交流協定校との学生交流に関する覚書等に基づき派遣する者については、グローバル萩奨学金への応募が可能です。
7. グローバル萩又は JASSO 奨学金に申請する留学への支援を目的とした他の民間団体等による奨学金（官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN～日本代表プログラムを含む。）との併願及び併給については、下表のとおり取扱います。なお、本学留学生課が取りまとめを行う民間団体等による奨学金同士の併願及び併給の取扱いについては、当該奨学金の募集通知時に別途お知らせします。

VI.	グローバル萩奨学金	民間団体等奨学金※1※4
グローバル萩奨学金	/	併願：一部の者を除き可能※2 併給：準備金（渡航支援金等）又は奨学金月額が民間団体等から支給される場合、グローバル萩による支給額からその金額を差し引いた額を支給する。
JASSO 奨学金	併願：可能。 併給：グローバル萩に採用された場合、準備金及び奨学金月額はグローバル萩奨学金から支給する※3。準備金（渡航支援金）がJASSO から支給される場合は、グローバル萩による支給額からその金額を差し引いた額を支給する。	併願：一部の者を除き可能※2 併給：民間団体等による奨学金月額が JASSO 奨学金による奨学金月額を超える場合、民間団体等奨学金のみを受給する。

※1 官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN～日本代表プログラムを含む。

※2 グローバル萩奨学金・JASSO 奨学金の応募時において、既にこれらの奨学金からの支援額を超える民間団体等奨学金に採用されている学生については、応募を不可とする。

※3 グローバル萩受賞者の奨学金月額を JASSO 奨学金から支給する場合がある。

※4 民間団体等奨学金については、他の奨学金との併願・併給を認めていない場合があるため、十分に確認のうえ応募すること。

## 2024年度海外留学支援制度（協定派遣）における渡航支援金について

2024年度海外留学支援制度（協定派遣）における渡航支援金（以下「渡航支援金」という。）の受給を希望する場合、下記を参照のうえ渡航支援金の支給対象となるかを判断してください。

### 1. 支給金額

一定の家計基準又は一定の派遣期間を満たしている場合、渡航支援金の支給対象者となります。支援金の額は下表のとおりです。以下 2 - (ア)・(イ) の両方に該当する場合は、(ア) のみの支給対象者となります。

渡航支援金（家計基準）	渡航支援金（派遣期間）
16万円	13万円

- ※ 定められた渡航支援金の額を変更しての支給や分割支給、派遣プログラム参加費を差し引いての支給等はありません。
- ※ 渡航支援金支給対象者は月額奨学金支給対象者（派遣学生）である必要があります。渡航支援金を受給後、派遣学生としての登録を取り消す場合は、渡航支援金を全額返納する必要があります。
- ※ 同一派遣学生を同一プログラムで複数回派遣する場合は、初回の渡航時のみ支給します。
- ※ 同一派遣学生を複数プログラムに派遣する場合は、プログラムごとに渡航支援金を支給できます。

### 2. 支給対象・基準

#### (ア) 家計基準

派遣学生の家計基準により渡航支援金支給対象であるか否かを判断する場合、生計維持者全員の収入・所得金額の合計が次の金額である派遣学生が対象です。

給与所得者の場合	年間収入金額（税込）が300万円以下
給与所得以外の所得を含む場合	年間所得金額（必要経費等控除後）200万円以下

- ※ 本制度では、家族構成や在籍大学等の学種・設置形態を問わず、上記の家計基準を満たすことを証明できる派遣学生に渡航支援金を支給します。
- ※ 年金のうち、老齢年金は収入に含みます。遺族年金、障害年金は含みません。
- ※ 養育費は収入に含みません。

#### (イ) 派遣期間

派遣学生は派遣期間により渡航支援金支給対象者であるか否かを判断する場合、新規登録時の奨学金支給回数が6回以上の派遣学生が対象です。登録変更により奨学金支給回数が6回未満から6回以上となっても渡航支援金の対象にはなりません。

### 3. 提出する書類（写し可）

#### (ア) 家計基準

生計維持者とは、原則として父母双方（父母ともにいない場合は代わって生計を維持している主たる人）となります。ただし、大学院生については、独立生計であると本人より申告があった場合は、下記の表「Ⅴ その他（独立生計等）」を確認してください。

Ⅰ 父母ともにいる場合		生計維持者	学校に提出すべき書類
1	父母と同居・別居（一人暮らし）	父母（2名）	・「生計維持者申告書」（様式R） ・父の収入・所得を証明する書類 ・母の収入・所得を証明する書類
2	父母どちらか又は両方が海外赴任・単身赴任	※専業主婦（主夫）、無職無収入の場合でも生計維持者となります。	
Ⅱ 父母が離婚調停中		生計維持者	学校に提出すべき書類
1	父母が離婚調停中	父母（2名）	・「生計維持者申告書」（様式R）



		※離婚調停中でも原則父母となります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>父の収入・所得を証明する書類</li> <li>母の収入・所得を証明する書類</li> </ul>
2	父母が離婚調停中（父又は母は別居しており、学生への支援が一切ない）	生活を支援する父又は母（1名）	<ul style="list-style-type: none"> <li>「生計維持者申告書」（様式R）</li> <li>父又は母の収入・所得を証明する書類</li> <li>事実関係を証明する書類（例：裁判所による係属証明書、弁護士による報告書等）</li> </ul>
Ⅲ 父母が離婚		生計維持者	学校に提出すべき書類
1	父母は離婚しており、再婚していない	<p>原則父母（2名）</p> <p>※別居している父又は母から一切の支援を得られないなど別生計となっている場合は、日常的に学費・生活費を負担している父又は母（1名）を生計維持者とすることができます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「生計維持者申告書」（様式R）</li> <li>父の収入・所得を証明する書類</li> <li>母の収入・所得を証明する書類</li> <li>※1名を生計維持者とする場合は、離婚した「事実関係を証明する書類」（例：戸籍謄本又は当該父母に係る戸籍抄本）</li> </ul>
2	父母が離婚後、再婚している	<p>父又は母と再婚相手（2名）</p> <p>※再婚には事実婚も含まれます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「生計維持者申告書」（様式R）</li> <li>父又は母の収入・所得を証明する書類</li> <li>継父又は継母の収入・所得を証明する書類</li> </ul>
Ⅳ 父母どちらか又は両方と死別、又は意識不明		生計維持者	学校に提出すべき書類
1	父又は母と死別（再婚していない）	左に該当しない父又は母（1名）	<ul style="list-style-type: none"> <li>「生計維持者申告書」（様式R）</li> <li>父、母又は親族（1名）の収入・所得を証明する書類</li> </ul>
2	父母と死別し、親族から支援を受けながら一人暮らしをしている	<p>主に支援をしている親族（1名）</p> <p>※支援をしている人が複数人であっても、主たる人1名となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事実関係を証明する書類（例：戸籍謄本又は死別した父母に係る戸籍抄本、死亡日が記載された住民票（マイナンバーのないもの）等）</li> </ul>
3	父又は母が意識不明（精神疾患含む）又は生死不明（行方不明）により意思疎通ができない	<p>意思疎通できる父又は母（1名）</p> <p>※意思疎通できない父又は母は生計維持者に含みません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「生計維持者申告書」（様式R）</li> <li>父又は母の収入・所得を証明する書類</li> <li>事実関係を証明する書類（例：主治医による「診断書」、自治体や警察署等による「行方不明者届受理証明」等）</li> </ul>
Ⅴ その他（独立生計等）		生計維持者	学校に提出すべき書類
1	大学院生（未婚で、独立生計である）	学生本人（1名）	<ul style="list-style-type: none"> <li>「生計維持者申告書」（様式R）</li> <li>「独立生計者 収入・支出確認書」（様式R-2）</li> <li>学生本人の収入・所得を証明する書類（ただし、合計所得金額が48万円以下の場合、生活費の管理に使用している<u>預貯金通帳の「口座名義人」と「直近3か月分記帳部分」の写し</u>の提出が必要となります。）</li> <li>学生本人の住民票（世帯（婚姻）状況が記載され、マイナンバーのないもの）</li> </ul>

2	学生が結婚している ※ 3、4の場合を除く	学生と配偶者（2名）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「生計維持者申告書」（様式R）</li> <li>・学生本人の収入・所得を証明する書類</li> <li>・配偶者の収入・所得を証明する書類</li> </ul>
3	学生が結婚しており、自身の配偶者を扶養している	学生本人（1名）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「生計維持者申告書」（様式R）</li> <li>・学生本人の収入・所得を証明する書類（配偶者控除欄の分かるもの）</li> </ul>
4	学生が結婚しており、配偶者に扶養されている	配偶者（1名）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「生計維持者申告書」（様式R）</li> <li>・配偶者の収入・所得を証明する書類（配偶者控除欄の分かるもの）</li> </ul>
5	家庭内暴力（DV等）により父母と別居している	主に支援をしている親族（1名）又は学生本人 ※支援をしている人が複数人であっても、主たる人1名となります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「生計維持者申告書」（様式R）</li> <li>・親族（1名）又は学生本人の収入・所得を証明する書類</li> <li>・事実関係を証明する書類（例：公的機関による証明書等）</li> </ul>
6	社会的養護を必要とし、満18歳となる日の前日時点で児童養護施設等に入所していた（又は里親に養育されていた）	学生本人（1名）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「生計維持者申告書」（様式R）</li> <li>・学生本人の収入・所得を証明する書類</li> <li>・事実関係を証明する書類（例：公的機関による証明書等）</li> </ul>

(イ) 派遣期間奨学金支給回数によって自動的に判断されますので、原則、証明書は不要です。

#### 4. 収入・所得を証明する書類

原則、2024年度所得証明で2—(ア)「家計基準」を満たしているか確認してください。ただし、2024年6月頃までに派遣学生として登録する者で、2024年度所得を証明する書類の発行が間に合わない場合は、2023年度の所得を証明する書類（2022年中の所得）で構いません。

所得を証明する書類
市区町村役場発行の所得・課税（非課税）証明書（写し可） ※書類の名称は市町村によって異なる場合があります。（例：課税証明書、非課税証明書、など） ※「合計所得金額（無収入の場合、0円と記載のあるもの）」が記載された証明書に限ります。

確認事項		
2024年1月1日時点の居住地が、国内居住である	給与所得者のみの場合	生計維持者全員分の「所得・課税（非課税）証明書」の「給与収入額」欄の合計が300万円以下であること。
	給与以外の所得を含む場合	生計維持者全員分の「所得・課税（非課税）証明書」の「合計所得金額」欄の合計が200万円以下であること。
	生活保護を受けている場合	生活保護決定（変更）通知書等のコピー
2024年1月1日時点の居住地が、海外居住である	海外勤務の場合	（和訳された）生計維持者全員分の「2023年1～12月までの12か月分の収入証明書類（源泉徴収票や給与明細等の写し）より確認し

		<p>てください。（12か月分を準備できない場合は2023年10月から12月分の3か月分が必要です。4倍した金額を収入とみなします。）</p> <p>※日本円以外の通貨の場合は、書類提出時の外国為替レートで円換算してください。円換算時に使用した外国為替レートについても、記録を残してください。</p>
	無収入の場合	<p>（和訳された）自治体等（第三者）から無収入であることを証明する書類を確認してください。</p>

#### 5. 申請方法

渡航支援金の申請に必要な書類（PDF）を奨学金支給対象者登録時に所定の方法にて提出してください。提出方法等については、「2024年度海外留学支援制度（協定派遣）に基づく奨学金支給に係る学内手続きガイドライン〔事務担当者向け〕」の「4. 支給対象者の登録」及び「12. 各種書類・データ等提出先」を参照してください。渡航支援金の申請は、奨学金支給対象者登録データの新規申請時のみ行うことができます。新規登録で派遣学生の申請が承認された後に、渡航支援金だけ追加申請することはできませんのでご注意ください。なお、派遣期間による渡航支援金の対象者はJASSO管理システムにより自動判定されるため、申請不要です。

#### 6. 支給方法

初回の奨学金支給時まで（初回の奨学金支給時を含む）に支給します。